

公害紛争処理制度について（概要）

■取り扱う紛争

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する民事上の紛争。

■制度の特色

公害紛争処理機関の委員や事務局職員等の専門的知識や経験を活用するとともに、必要に応じて公害紛争処理機関による資料収集・調査を行い、柔軟な手続き等により公害紛争の迅速かつ実効的な解決を図ります。また、司法手続きと比べて、当事者の経済的負担の軽減が図られています。

■手続きの種類と概要

種類	概要
あっせん	当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する手続き
調停	調停案の提示などにより、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続き
仲裁	当事者双方が裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁機関である仲裁委員会にゆだね、紛争の解決を図る手続き
裁定	法律的判断を行うことにより、紛争解決を図る手続き
責任裁定	損害賠償責任の有無及び賠償額を判断することにより、紛争解決を図る手続き
原因裁定	加害行為と被害発生との間の因果関係について判断する手続き

■処理機関（公害等調整委員会と都道府県公害審査会等）

公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会等が設けられており、それぞれ管轄に従い、独立して公害紛争の処理に当たっています。

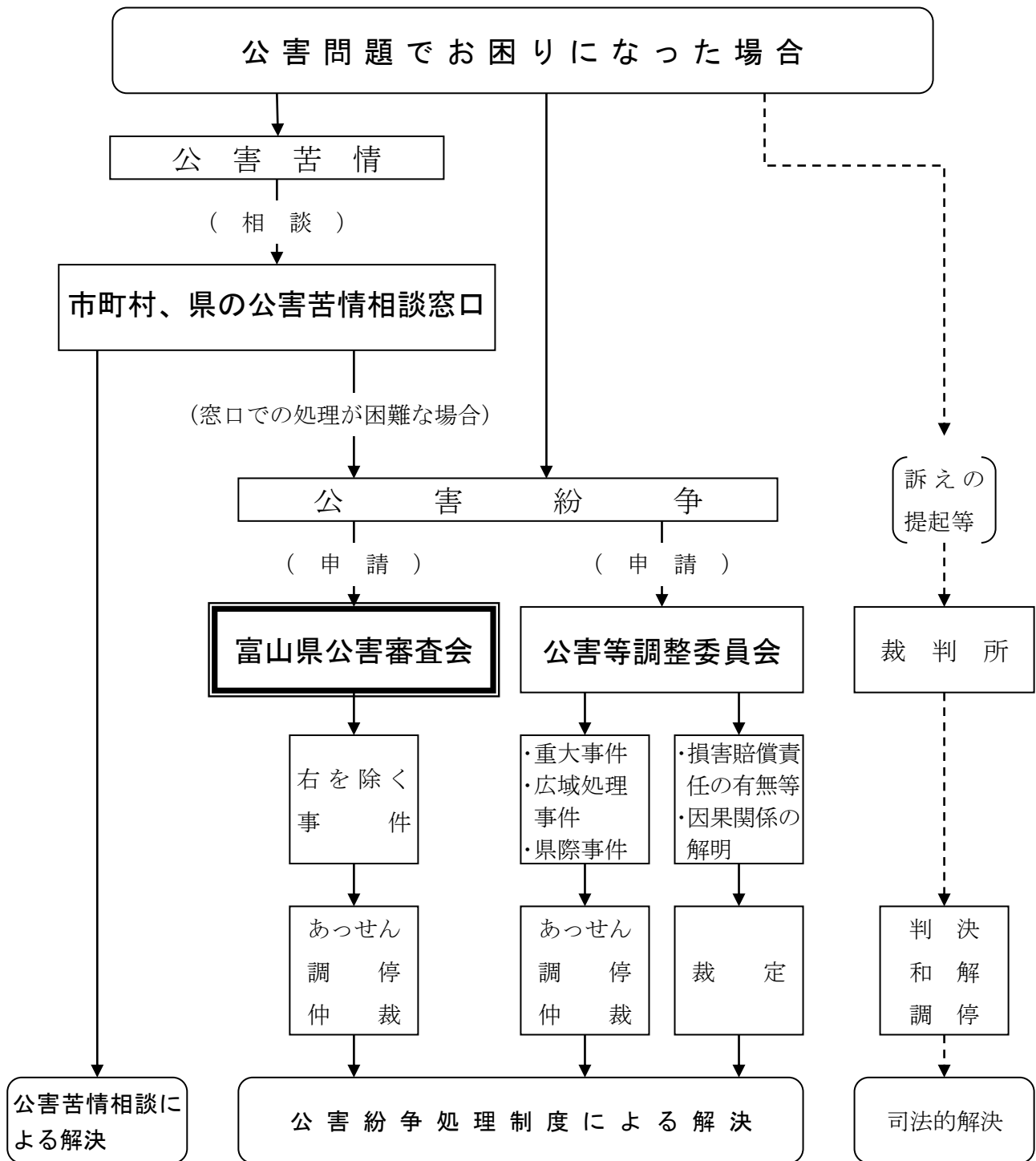
公害審査会等 (都道府県)	あっせん、調停、仲裁 (公害等調整委員会の管轄に属するものを除く)
公害等調整委員会 (国)	①あっせん、調停、仲裁（ただし以下の事件に限る） ・ 重大事件………大気汚染、水質汚濁等により生ずる著しい被害に係る事件 ・ 広域処理事件…航空機や新幹線による騒音事件 ・ 県際事件………複数の都道府県にまたがる事件 ②裁定（責任裁定、原因裁定）

■連絡先

富山県公害審査会事務局
富山県生活環境文化政策課
〒930-0005 富山県富山市新桜町5-3
第2 富山電気ビルディング8階
TEL 076-444-3141 FAX 076-444-3480

公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL 03-3581-9959 FAX 03-3581-9488

公害苦情相談、公害紛争処理の流れ



■まず公害苦情相談窓口へ

大気汚染、水質汚濁など身近な公害問題でお困りになったら、まずお住まいの市役所、町村役場又は県の公害苦情相談窓口をご利用ください。

公害苦情の多くは、ここで迅速かつ適切な解決が図られています。

市町村の公害苦情相談窓口
お住まいの市町村の公害・環境担当課

県の公害苦情相談窓口
富山県生活環境文化部長官環境保全課
TEL 076-444-3144 FAX 076-444-3481